15.グリーン電力に対する潜在的需要と需要創出に向けた課題

酒井 正治[1]*・竹内 憲司[2]

[1]地球環境イニシアティブ（〒105-0001東京都港区虎ノ門3-10-5 水澤ビル6F）

[2]神戸大学大学院経済学研究科（〒657-8501神戸市灘区六甲台町2-1）

＊ E-mail: *sakai.masaharu@re50.jp*

国内におけるグリーン電力プログラムに対する事業者，消費者等の潜在的需要を把握し，需要の顕在化・拡大のための方策を示すことを目的として，グリーン電力供給事業から供給されるグリーン電力に対する支払意思額（WTP: willingness to pay）をCVM（仮想評価法）によって分析・評価した．

分析結果から，事業者や消費者はよりグリーン度の高い電力についてより高い支払意思額を持つこと，また消費者の支払意思額は平均600円/月程度，北海道グリーンファンド会員のように環境意識の高いと思われる層の支払意思額は平均1,000円/月以上になることが分かった．グリーン電力推進にあたっては，こうした需要家の特性を考慮した上で，費用効果的な促進策を採用していく必要がある．

Key Words :*renewable energy, green electricity, willingness to pay,contingent valuation method*

1. はじめに

世界同時不況の影響で失業率が高まる中，環境保全を目的とした公共投資がもたらす雇用創出を重視する，グリーン・ニューディールへの期待が高まっている．グリーン・ニューディールで着目すべき点は，環境対策のための投資が雇用創出や経済復興という短期的な刺激策としての役割だけではなく，長期的に経済成長に貢献すると考えられていることである．

しかし，2009年9月に発足した鳩山新政権は民主党マニフェストでは意欲的な姿勢が示されたものの，包括的な温室効果ガス削減戦略や，目標達成のための具体的な政策手段についてはまだ実効性が明らかでない．また，政府により発表された2020年までに温室効果ガス25%削減（90年比）の中期目標についても，それによって実現する社会像は明示されていない．

逆に国民負担の試算値がメディアで取り上げられ，産業界からはネガティブな意見が表明されている．国が負担しなかった場合の損失，負担した場合の効果を同時に示さないと，国民は負担の大小を判断できず，温暖化対策に取り組むインセンティブが得られないであろう．

特に，日本版グリーン・ニューディールでは，太陽光発電などの再生可能エネルギーへの期待が大きい．日本において，再生可能エネルギーを今後推進していくためには，再生可能エネルギーに対する需要を適切に把握し，需要とマッチングする制度設計が求められる．本研究は，再生可能エネルギーに対する事業者，消費者等の潜在的需要を把握し，需要の顕在化・拡大のための方向性を示すことを目的とする．

2. 太陽光発電に対する政策の動向

日本版グリーン・ニューディールの中でも，国内に製造業者が集積し，数年前までは生産量，国内導入量ともに世界一だった太陽光発電への期待はとりわけ大きい．これまで日本は太陽光発電を含む再生可能エネルギー政策で欧州に遅れをとり，国際的地位は低下してきたが，2009 年に入って住宅用の太陽光発電システム設置への補助金が復活し，11 月 1 日に太陽光発電の余剰電力の倍額買取制度がスタートするなど，普及に向けた新たな動きも出てきた．

住宅用の太陽光発電への主な支援制度を整理したものが表1である．設備購入への助成，住宅ローン減税のよ

表1　太陽光発電への主な支援制度（住宅用）

類型 / 対象	初期インセンティブ		中長期インセンティブ	
	設備への助成	税制優遇		発電電力への助成
住宅	住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 【補助額】7万円／kW	住宅リフォーム投資型減税 【対象】既築 【税額控除】工事費の10%	住宅ローン減税 【対象】新築 【税額控除】ローン年末残高の 1.0%（10 年間）	固定価格買取制度 余剰電力を電力料金の 2 倍で 10 年間買取 グリーン電力証書買取 自家消費の環境価値をグリーン電力証書として買取

出所：著者作成

うな税制優遇，また太陽電池によって発電した電力のうち，自家消費した残りの余剰電力を電力料金単価の2倍程度（48円/kWh）で買い取る固定価格買取制度が現在併用されている．

ドイツなどの諸外国では再生可能エネルギーによって発電された電力を全量買い取る制度が実施されているが，日本は買い取り対象が余剰電力に限られていることが特徴である．現在，全種全量の固定価格買取制度への移行に向けて検討が行われているところである．電力料金への上乗せによる国民負担がどれくらいまで許容されるかが主要な論点になっている．しかし，制度導入にあたっては，費用だけでなく，制度導入がもたらす環境やエネルギーセキュリティ面などの便益も評価すべきである．

買取対象を全種全量とし，買取期間を20年とした固定価格買取制度を採用したドイツでは，太陽光発電が急速に普及し，世界第1位の普及量となるなど大きな成果を生んでいる．ドイツでは電力料金が上昇傾向にあるものの，再生可能エネルギーは電力料金の5%程度であり，値上げの主要な要因とは今のところなっていない．

3.　グリーン電力に対する需要家のニーズ

それでは，日本の電力需要家は，どの程度の金額であればクリーンなエネルギーのために支払を行っても良いと考えているだろうか．

グリーン電力の購入に関わるコスト（費用）は，購入主体の立場からは，既存電源との発電単価の違いによる電力料金の差分の負担が主である．また，電力購入先の契約切替えに伴う手間が取引費用となる．

グリーン電力供給事業からのグリーン電力の購入に関わる効果（便益）は，購入主体の立場からは，企業の社会的評価の向上が期待され，それに伴って株価が上昇した場合には経済的メリットを享受できる．

また，二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組む場合，他の省エネ対策，新エネルギーを自ら導入するなどの温暖化対策よりも，グリーン電力供給事業からグリーン電力を購入する手段の方が，生産量等の事業活動に直接的な影響を与えないなどの特性から，費用効果的に温室効果ガスの排出削減を達成できるのであれば，購入主体はグリーン電力の購入を選択するであろう．

このように，購入主体は，グリーン電力供給事業からのグリーン電力の購入に関わる費用と便益を比較衡量して，便益が費用を上回れば，購入するという意思決定を下すものと考えられる．

本論文では，グリーン電力供給事業からのグリーン電力の購入主体となることが想定される需要家（事業者等，消費者）のグリーン電力供給事業から供給されるグリーン電力に対する支払意思額（WTP: willingness to pay）をアンケート調査から分析・評価し，いわゆる国民負担に対する示唆を与えることを目的とする[1]．

本論文では，CVM（Contingent Valuation Method：仮想評価法）を用いて支払意思額を推定する．CVMは，アンケートを通じて回答者の選好を直接的に明らかにする方法論であり，表明選好型のアプローチと呼ばれる．CVMを採用する利点としては，1）グリーン電力の市場取引データは入手が困難であるが，CVMを用いて仮想的なグリーン電力の市場を設定すれば，需要を推し量ることができること，2）さまざまな制度設計の下での支払意思額を検討できること，を挙げることができる．

CVMを用いてグリーン電力に対する支払意思額を推定した研究は多数あるものの，本研究のように様々な特性を持つ事業者や消費者の支払意思額を同じフレームで比較したものは存在しない．グリーン電力市場の開拓可能性を探る上で，この検討を行う意義は大きい．

(1) 事業者

経済産業省資源エネルギー庁が株式会社日本総合研究所に委託して下記の母集団をサンプリングしてアンケート調査を実施した．配布総数4,300

a) 調査対象：それぞれ環境対策の責任者宛に送付

・無作為抽出：2,000

東京商工リサーチ企業データベース無作為抽出（都道府県別に抽出件数を割り付けた後，ランダム抽出）

・環境保全の取り組みに関心の高い企業：2,000

環境報告書作成（CSR部署設置含む），グリーン購入ネットワーク会員，グリーン証書購入企業から抽出

Q19. 御社では，このサービスの料金について，現在の電力料金への上乗せ額が最高で何円／kWhまでであれば契約してもよいとお考えですか．以下の中から1つをお選びください．

0円							
0.1円	1.1円	2.1円	3.1円	4.1円	5.1円	6.1円	7.1円
0.2円	1.2円	2.2円	3.2円	4.2円	5.2円	6.2円	7.2円
0.3円	1.3円	2.3円	3.3円	4.3円	5.3円	6.3円	7.3円
0.4円	1.4円	2.4円	3.4円	4.4円	5.4円	6.4円	7.4円
0.5円	1.5円	2.5円	3.5円	4.5円	5.5円	6.5円	7.5円
0.6円	1.6円	2.6円	3.6円	4.6円	5.6円	6.6円	7.6円
0.7円	1.7円	2.7円	3.7円	4.7円	5.7円	6.7円	7.7円
0.8円	1.8円	2.8円	3.8円	4.8円	5.8円	6.8円	7.8円
0.9円	1.9円	2.9円	3.9円	4.9円	5.9円	6.9円	7.9円
1.0円	2.0円	3.0円	4.0円	5.0円	6.0円	7.0円	8.0円
					それ以上＿＿＿＿＿円		

【ご注意ください】金額は電力使用量1kWhあたりです．たとえば年間電力使用量が100万kWhの場合に上乗せ額1円の契約をすると，総額で100万円の追加出費となります．

出所：著者作成

図1　CVM質問の例

・公的機関：300

都道府県・政令指定都市，新エネルギービジョン策定自治体，大学

b) 調査期間：2005年1月19日～3月25日

c) 回収率：21.7%

d) 質問形式：支払カード法

e) 評価対象

供給される電力が100%グリーン電力である「グリーン100」と30%グリーン電力が含まれる「グリーン30」という電力料金メニューが仮想的にあった場合を想定して，回答を導いた．

f) 支払形式

以下のような，円バージョンと%バージョンの2つの形式による質問を実施した．円バージョンについて質問内容および支払カードの例を図1に示す．

円バージョン：最も電力使用量の大きい事業所について，電力料金へのkWhあたりの上乗せ支払意思額（円/kWh）を尋ねた形式

%バージョン：最も電力使用量の大きい事業所について，電力料金への上乗せ可能割合（%）を尋ねた形式

g) 支払意思額

支払カードで選択された金額は各事業者の最大支払意思額であるので，これを総計して回答事業者数で除し，平均値を計算した．グリーン100に対するkWhあたりの上乗せ支払意思額（円/kWh）の平均価格は，0.4円/kWhから0.8円/kWhの間であった（図2）．大学や自治体といった公的な性格を持つ機関には率先した取り組みが期待されるが，それらの支払意思額は他と比べて低かった．これは財政状況の悪化が原因ではないかと考えられる．事業者の契約する電気料金が10円/kWh程度と想定すると，再生可能エネルギーの普及を促進するために，消費電力当たりで4%から8%程度の上乗せをしてもよいと事業者は考えていることになる．なお%バージョンの回答からは，3%から6%という支払意思額が得られている．グリーン30については，0.15円/kWhから0.29円/kWhという平均支払意思額が得られた．いずれのサブサンプルについても，平均価格はグリーン100を下回っていた．

分析結果から，支払意思額と電力使用量の関係を散布図で見ると，消費電力量が少ない事業者のkWhあたりの支払意思額は高い傾向にあることが見て取れる（図3）．また，グリーン電力についての関心度で比較すると，関心の有無によって支払意思額に差があることが分かった（図4）．

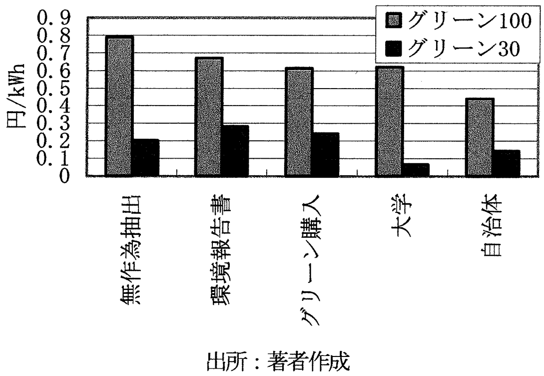

出所：著者作成

図2　事業者の支払意思額

3

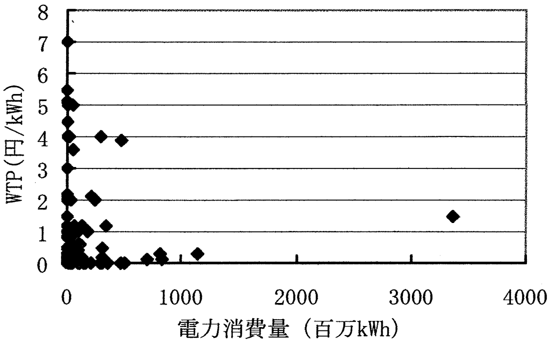

出所：著者作成

図3　支払意思額と電力使用量

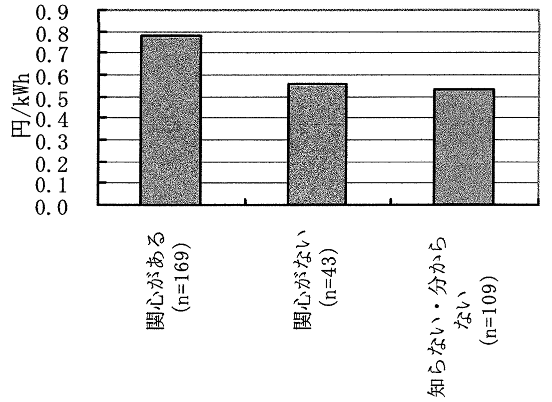

出所：著者作成

図4　関心度と支払意思額

⑵　消費者

経済産業省資源エネルギー庁が株式会社日本総合研究所に委託して下記の母集団をサンプリングしてアンケート調査を実施した．配布総数1,500

a) 調査対象

・無作為抽出した一般市民：1,000

電話帳より無作為抽出（都道府県別に抽出件数を割り付けた後，ランダム抽出）

・環境に関心のある層：500

北海道グリーンファンド等市民出資参加者，太陽光発電所ネットワーク会員，生活クラブ生協の会員等

b) 調査期間：2005年1月19日～2月4日

c) 回収率：27.9%

d) 質問形式：支払カード法

e) 評価対象

供給される電力が100%グリーン電力である「グリーン100」と30%グリーン電力が含まれる「グリーン30」という電力料金メニューが仮想的にあった場合を想定して，回答を導いた．なお電力使用量については，アンケート調査中で尋ねた平成15年度における年間の電力使用量（動力および電灯）を用いている．

f) 支払形式

円バージョン：家庭について，月額電力料金への上乗せ支払意思額（円）を尋ねた形式

%バージョン：家庭について，月額電力料金への上乗せ支払可能割合（%）を尋ねた形式

g) 支払意思額

無作為抽出された一般市民のグリーン電力に対する月額の支払意思額は，グリーン100で平均600円，グリーン30で平均300円であった（図5）．

ドイツの固定価格買取制度の月額負担は400円程度である．本調査はいわゆる「生グリーン電力」に対する需要なので，ドイツより大きい結果が得られたのは妥当といえる．

Ito et al.（2010）はCVMを用いて，日本の一般市民が再生可能エネルギーの普及に対して持つ支払意思額を推定し，平均653円/月という値を得ている．また，日本の経済産業省「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」が2010年2月に実施した調査では，全種全量の固定価格買取制度の導入に伴う負担受容額は平均308.13円/月となっている[4]．

対象別では，北海道グリーンファンド会員の平均支払意思額が最も高い．PV-Net会員の平均支払意思額は無作為抽出者と同レベルであった．北海道グリーンファンド会員の平均支払意思額が高くなった理由は，普及に対する寄付意識の高さによるものと考えられる．なおPV-Netも再生可能エネルギーに関するNGOであるが，太陽光発電設備を自宅に設置している世帯が会員に多く，自らの発電を通じた貢献が毎月支払う電気料金の低下という結果につながっているため，電気料金への上乗せという形での寄付に対する違和感があったのではないかと考えられる．

グリーン電力基金加入者と未加入者との平均の支払意思額を比較すると，グリーン電力基金加入者の方が高く，未加入者の約2倍となっていた．また，年収が高いほど平均の支払意思額も高くなる傾向が見られた．

kWh あたり平均支払意思額（グリーン 100，円バージョン）で見たところ，図６の通り，支払意思額は，消費者の方が事業者よりも高かった．

調査対象を一定の基準で選択していることから，全国の平均的な状況を明らかにするものではないが，グリーン電力に対する支払意思額は高く，特に消費者の関心，期待は大きいことがわかった．

本調査結果は，現在，政府で検討されている再生可能エネルギーの全量買取の制度設計にあたって，再生可能

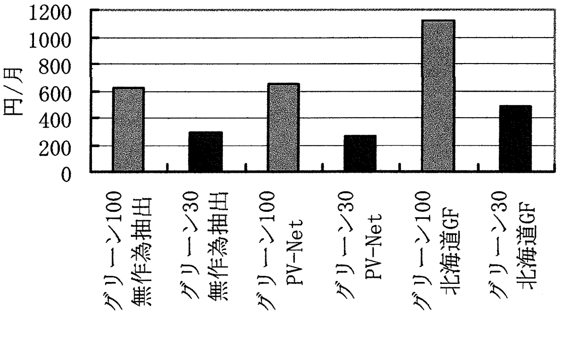

出所：著者作成

図5　消費者の支払意思額

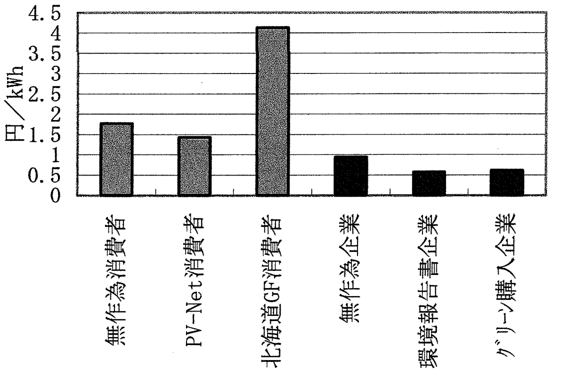

出所：著者作成

図6　消費者と事業者の支払意思額の比較

エネルギーの導入が増えていった場合，電力料金への上乗額は600円程度までは受容されることを意味する．

4.　グリーン電力推進のための環境整備

分析結果から，事業者や消費者はよりグリーン度の高い電力についてより高い支払意思額を持つこと，また消費者の支払意思額は平均600円/月程度，北海道グリーンファンド会員のように環境意識の高いと思われる層の支払意思額は平均1,000円/月以上になることが分かった．グリーン電力推進にあたっては，こうした需要家の特性を考慮した上で，費用効果的な促進策を採用していく必要がある．

ここでは，前節で明らかとなったグリーン電力に対する需要を顕在化させるための供給サイド，需要サイトの政策・制度的課題について考察する．

(1)　供給サイドに対する環境整備

a) グリーン電力を認証する仕組み

グリーン電力の供給にあたっては，供給源となる電源とそこから発電された電気のもつ環境特性を需要家が認めることが重要な要素となる．

グリーン電力認証は，電源の質，発電電力量および商品としてのグリーン電力の確かさに対する第3者認証を行う仕組みであるが，このグリーン電力認証の信頼性を高めていくことが，需要家によるグリーン電力の選択を進めるために重要である．

日本においては，現在のところ，財団法人日本エネルギー経済研究所附置機関として「グリーンエネルギー認証センター」が設置され，グリーン電力証書の認証業務が行われている．

グリーン電力認証の信頼性を高めていくためには，特定の利害関係に影響されない第3者組織によって，的確な認証基準と公平かつ透明な認証プロセスを経て認証が行われる必要がある．

しかし，日本では，グリーン電力証書市場が民間に委ねられ継続性が担保されておらず，取得したグリーン電力証書の有効性に課題がある．そのため，市場が成熟してくるまでは公的関与が有効であると考えられる．

海外におけるグリーン電力供給事業の拡大には，グリーン電力証書に対する公的関与が後押し要因になっている場合が多い．カナダ（Environment Choice Program）では，カナダ環境法第54条に基づき，エコラベリングスキームの認証基準が設定されている．グリーン電力認証基準については，本法に基づき，カナダ環境省と資源省が2002年に"eco-friendly powerのガイドライン"を策定した[5]．米国（Green-e）では，1997年にNGOが中心となって認証プログラムが設立された．政府は，認証の事業費補助，基準策定や運営への助言，情報発信，認証された電力の購入による支援を行っている[6]．

日本におけるグリーン電力認証に対する公的関与に関して，基準の策定について，民間のグリーンエネルギー認証センターが検討を進めてきたが，海外の成功事例から，政府の役割も重要であると考える．

b) 技術面での制約の克服

出力変動が大きな風力発電については，30分同時同量の達成等託送制度の要件を満たすためには十分な調整速度と量をもつ調整電源との組合せが必要である．これらの組合せによる出力変動の平滑化は技術的に可能と考えられるが，実例はほとんどない．また，風力発電については，電力会社によっては，風力発電導入量の増加に伴う周波数変動への可能性を理由に連系が制約される状況になっているが，このような系統制約のある地域におけるグリーン電力供給事業の可能性についても検証が必要である．また，導入可能性の検討にあたっては，系統連携のコストをいかに抑えるかが重要な課題となるであろう．

グリーン電力供給事業としての調整電源は，蓄電池・フライホイール等の電力貯蔵施設または燃料電池，水力発電，火力発電等の様々な電源が考えられ，これらの調整電源を組み合わせて託送供給を行う可能性がある．したがって，このような調整電源と風力発電との組合せによる十分な規模での実証事業を行うことがグリーン電力供給事業のビジネスモデルのバリエーションを広げていく上で有効であると考えられる．

c) グリーン電力供給事業に対する政策金融機関による支援

近年，民間の金融機関の投融資における環境配慮の取り組みが実施されてきている．また，エコファンド等の環境配慮型金融商品も販売されるようになっている．このような中，エコファンド等における投資対象企業を選定する際の企業評価において，今後，需要家企業のグリーン電力購入も評価の対象になると考えられることから，グリーン電力を購入することによる差別化・社会的な価値向上，IR 的な評価も含めた効果等を明らかにしていくことが有効である．

また，政策金融についての期待も大きい．再生可能エネルギーによる発電は，火力，原子力等の従来型の電源に比較しコストが高いことに加え，グリーン電力供給事業は，長期・固定価格での電力会社に販売を行うこれまでの新エネルギー発電事業とは異なり，複数の需要家との比較的短期の契約によって電力の販売を行う，よりリスクの高い事業である．したがって，グリーン電力供給事業に対しては，電力会社との長期・固定価格での売電契約を担保としたプロジェクトファイナンスとは異なる融資体系になることが想定される．

このようなグリーン電力供給事業に対し，政策金融のニーズは大きいと考えられる．日本政策投資銀行は，これまでも新エネルギー発電設備に対する融資を行ってきた他，環境配慮型経営を促進するエコロジーファイナンス事業を実施しており，独自の環境格付けで企業の環境配慮経営の度合いを評点化し，低金利融資等に取り組んでいる．今後は，日本政策投資銀行等において，グリーン電力供給事業に対する民間金融機関による融資を促す観点から，ファンドによるエクイティやメザニン融資等に係る検討を行っていくことが有効であると考えられる．

(2) 需要サイドに対する環境整備

a) グリーン電力供給事業にかかる普及，認知度の向上

グリーン電力供給事業は，需要家の参加によって成立する事業であることから，まずは，需要家に対する認知度の向上を図っていくことが重要である．そのためにはグリーン電力供給事業に係る積極的な情報提供やグリーン電力を購入することに伴う環境，経済上のメリット等に係る普及を行っていくことが必要である．また，グリーン電力の供給サイドが個々の取り組みを構想する際に，需要家のニーズに的確に対応していくことが重要である．

また，グリーン電力供給事業は，基本的には供給事業者と需要家との間の民間契約に基づき進められていくものであるが，より広い普及のためには供給事業者，需要家に加え，NPO，行政機関や教育機関等が関与していくことが有効と考えられる．

以上を踏まえた需要家に対する認知度向上の取り組みとしては，グリーン電力プログラムに関わるホームページの立ち上げ，ホームページを通じたグリーン電力供給事業に係る情報提供や普及イベントの実施が有効である．

現在グリーン電力に関する多数のデータや調査研究が存在しているが，このような情報は必ずしも有効に活用されているとは限らないのが実情である．こうした状況を踏まえて，グリーン電力プログラムの推進の観点から情報を再整理し，需要家が取捨選択できるようなプラットフォームを構築することも考えられる．また，より広く認知度を向上させていくためには，教育の場の中においてもグリーン電力プログラムに係る普及啓発が採り入れられることが望ましい．

b) 温室効果ガス排出量の報告・公表制度との関係

改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき，2006 年 4 月 1 日から温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に，自らの温室効果ガスの排出量を算定し，国に報告することが義務付けられた．また，国は報告された情報を集計し，公表することとなった．

この公表制度の中で，グリーン電力（グリーン電力証書を含む）の購入については，排出量から控除する，あるいはグリーン電力である旨を付記して公表することができるようにすれば，グリーン電力供給事業からの電力購入の大きなインセンティブとなると考えられる．

特に，既に自らの事業所における省エネルギー対策を講じている事業者において，さらに温室効果ガスを削減していくためには，グリーン電力の購入が費用効果的な対策になりうる．

5. おわりに――求められるビジョン

日本の再生可能エネルギーは拡大ムードの中にあるものの，2050 年など長期を見据えたビジョンは明示されていない．

日本型の固定価格買取制度も過去及び施行後 3 年間に太陽電池を設置したものに対象が限定されており，単年

度主義の枠を出ていない．経済危機対策で打ち出された太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーへの支援も時限的なものである．ビジョン不在の状況では，再生可能エネルギーブームも一過性のものになる可能性もあり，国内における事業リスクは高い．

短中期的なコスト増に反発する電力業界等の意見がある一方，再生可能エネルギー推進のために国民は負担する意思があることを本調査結果は示している．開かれた議論を行った上で，全種全量の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が早期に導入されることが望まれる．

経済産業省の試算によると，全量買取制度と系統安定化対策費用を合わせると負担は最大月1,000円程度に上るとされる。したがってグリーン電力を普及させていくためには，普及による環境面やエネルギーセキュリティ面のメリットについてさらに一般市民の理解を促進するとともに，発電や系統安定化にかかる費用をいかに抑制していくかが重要な鍵となる．

付録

1) 著者が調査を担当した経済産業省資源エネルギー庁（2005年）『グリーンPPS検討会』の成果に基づいている．
2) グリーン購入ネットワーク（GPN）は，グリーン購入の取り組みを促進するために1996年2月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワーク組織である．
3) 太陽光発電所ネットワーク（PV-Net）は，全国最大の太陽光発電所長のNGOとして2003年に発足した．
4) 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム第3回（2010年3月3日）資料
5) ヒアリング調査より．
参照HP:http://www.environmentalchoice.ca/
6) ヒアリング調査より．
参照HP:http://www.green-e.org/

参考文献

1) 経済産業省資源エネルギー庁（2005年）『グリーンPPS検討会』
2) Barbara C, et-al (1999) Willingness to Pay for Electricity from Renewable Resources: A Review of Utility Market Research, National Renewable Energy Laboratory
3) Fouquet R. (1998) The United Kingdom demand for renewable electricity in a liberalized market, Energy Policy, 26(4), pp281-293
4) Gregory L Poe, et-al (2002) Provision Point Mechanisms and Field Validity Tests of Contingent Valuation, Environmental and Resource Economics, 23, pp105–131.
5) Roe B, et al.(2001) US consumers' willingness to pay for green electricity, Energy Policy 29, pp917-925
6) Ito N, et al.(2010) Applying threshold models to a green electricity fund. Energy Policy 38, pp1819-1825

（2010. 3. 5 受付）
（2010. 5. 6 受理）

Potential Demands and Marketing Policies for Green Electricity

Masaharu SAKAI[1], Kenji TAKEUCHI[2]

[1]Global Environment Initiative
[2] Graduate School of Economics, Kobe University

We evaluated the amount of WTP for green electricity supplied by a green power supply business by CVM (contingent valuation method) for the purpose of we grasped an enterprise for the green electricity program in Japan, the potential demand of the consumer, and showing a policy for expansion of the demand.

From analysis, the enterprise and the consumer understood that we had the amount of higher WTP about green electricity, and, as for the amount of WTP of the consumer, the 600 yen / month, the amount of WTP of the high Hokkaido green fund member of the environmental awareness understood that it was it than the 1,000 yen / month.

It is necessary to adopt promotion plan of the cost-effectiveness after having considered the characteristic of such consumers in green electricity promotion.